

社会福祉法人 寿光会

役員等の報酬及び費用弁償規定

(趣旨)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人寿光会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬等)

第 2 条 役員等には、報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）を支給することができる。

2 前項における報酬等の額は、予算の範囲以内とする。

3 報酬額は理事長は月額 300,000 円、監事は日額 10,000 円、その他の理事と評議員は日額 5,000 円とする。なお、役員を兼ねている法人職員は報酬等を支給しない。

(報酬等の支給日)

第 3 条 前条に規定する理事長の報酬等の支給日は、職員の例による。

2 前条に規定する理事長を除く役員等の報酬等の支給は、原則として勤務日に現金支給する。

(旅費)

第 4 条 役員等が職務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 役員等の旅費の種類、支給方法及びその額は法人旅費規定に基づき支給する。

(補則)

第 5 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規定は、平成 29 年 12 月 4 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。